

# 令和5年度福岡地方労働審議会労働災害防止部会議事録

## 1 日時

令和5年5月19日（金） 10時00分から12時00分まで

## 2 開催場所

八重洲博多ビル ホールB  
(福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号)

## 3 出席者

### (1) 委員

公益代表委員 山下委員、堀江委員、久保田委員

労働者代表委員 矢田委員

使用者代表委員 黒木委員

### (2) 事務局

田村労働基準部長、小河監督課長、石橋安全課長、阿部健康課長、  
長友主任監察監督官、眞東監察官、古川監察官、平田産業安全専門官、  
岩坪産業安全専門官、舟木健康課長補佐、深町労働衛生専門官、  
尾家副主任監督官、黒田副主任監督官

## 4 議事内容

### (司会)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから福岡地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

私は議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局労働基準部監督課の長友と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、労働災害防止部会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の定数の確認でございますが、本日は労働者代表委員の矢田委員と使用者代表委員の吉田委員が御欠席でございます。地方労働審議会令第8条第3項の規定により、委員の

3分の2以上または労働者関係委員、使用者関係委員及び公益関係委員の各3分の1以上の出席を満たしており、本部会の成立要件を満たしていることを御報告申し上げます。

まず、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いいたします。会議次第、資料目次、資料No. 1として地方労働審議会令、資料No. 2として福岡地方労働審議会運営規程、同じく資料No. 3として福岡労働災害防止部会運営規程、資料No. 4として福岡労働災害防止部会委員名簿、資料No. 5が第14次労働災害防止計画（案）、最後に資料No. 6として第14次労働災害防止計画（案）の概要説明用資料となっております。

お手元の資料に不足はございませんでしょうか。議事の途中にお気づきになりましたら、御遠慮なく事務局のほうにお申しつけください。

本部会は公開とさせていただきます、議事録につきましても発言者氏名を含め公開とさせていただきますこととしておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、議事録作成のためICレコーダーにより録音しておりますので、何とぞ御了承願います。

次に、本会議の出席者の委員の方々の御紹介については、お手元に配付しております労働災害防止部会委員出席者名簿のとおりですので、御確認ください。

それでは、本部会の開催に当たりまして、福岡労働局労働基準部長の田村から御挨拶申し上げます。田村部長、お願いします。

（田村労働基準部長）

田村でございます。この春に着任をいたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は御多忙の中、またお足元の悪い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。皆様方には、労働行政の推進につきまして、日頃より御理解と御協力をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

本日、この労働災害防止部会につきましては、福岡地方労働審議会において、労働災害の防止に関する専門的事項について審議をしていただく場として設置をしております。

早速でございますが、労働災害の防止への取組としましては、その基軸として労働災害の現状と課題を分析した上で、講ずべき施策と労働災害の減少を念頭に、死亡災害及び死傷災害件数の目標数値を決定し、5年ごとに災害防止計画を策定の上、計画的に推進をしているところでございます。

直近におきましては、平成30年度からの5か年計画として第13次労働災害防止計画

を策定し、令和4年度まで推進してまいりました。この第13次防の結果につきましては、先般3月に開催いたしました福岡地方労働審議会において御説明をしておりますことから、本日は割愛をさせていただきますが、第13次防5年間の死亡者総数は、目標は達成いたしました。休業4日以上死傷者数につきましては、新型コロナによる感染者数を除いても目標の達成はできておりません。本年度、令和5年度からは新たな災害防止5か年計画である第14次労働災害防止計画の初年度になります。

本日は、第13次防の分析、厚生労働本省が策定した計画を踏まえて、福岡労働局版の第14次防の計画案を策定いたしましたので、本部会に諮ることといたしました。

この第14次防では、取組の進捗状況を確認するアウトプット指標と、アウトプット指標を達成した結果として期待されるアウトカム指標を定め、労働災害防止に向けて取組を推進することとしております。

本日の会議は、災害防止計画の策定に際しての貴重な機会でございますので、労働災害の防止と健康の確保という目的の下、皆様からの御審議をいただけますことをお願いして冒頭の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

監督課長の小河でございます。

(小河監督課長)

監督課長の小河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

安全課長の石橋でございます。

(石橋安全課長)

安全課長の石橋です。よろしくお願いいたします。

(司会)

健康課長の阿部でございます。

(阿部健康課長)

健康課長の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、議事に入らせていただきます。

これからは、議事進行につきましては山下部会長にお願ひしたいと思ひます。山下部会長、よろしくお願ひいたします。

(山下部会長)

部会長の山下でございます。

以後は私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思ひます。議事について、事務局から一括して説明を受けた後に、皆様からの御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

それでは、第14次労働災害防止計画(案)について、事務局のほうから御説明お願ひいたします。

(石橋安全課長)

それでは、私から安全に関わる部分について御説明を申し上げます。

資料としまして、資料No.6と右上に数字が打ってあるのがございまして、その概要を使って全体的なものを御説明したいと思ひますので、御準備お願ひします。

まず最初に死亡災害と死傷災害、その現状について、触れさせていただきたいと思ひます。

まず、死亡災害の現状につきましては、13次防期間中の死亡者総数で評価をしておりますけれども、13次防期間中143名の方が死亡災害でお亡くなりになられています。業種別で見ますと、建設業が46人ということで全体の3割を占め、最も多いという状況でございます。次いで陸上貨物運送事業、製造業、商業といった状況になっております。

業種別に事故の型別で見ていきますと、建設業におきましては「墜落・転落」災害が22名ということで全体の約半数を占めているという状況でございます。そのほか「崩壊・倒壊」が9名、「はさまれ・巻き込まれ」が4名ということでございます。

また、陸上貨物運送事業の死亡災害を事故の型別で見ますと、交通事故が最も多く全体

の4割を占めております。そのほか「はさまれ・巻き込まれ」、荷台からの「墜落・転落」というような状況でございます。

製造業におきましては、「はさまれ・巻き込まれ」災害が6名と最も多く発生しております。また、そのほか「墜落・転落」というような死亡災害も発生しております。

商業におきましては、最も多いのは交通事故で8名、そのほか「墜落・転落」災害等も2名という現状でございます。

林業の死亡災害につきましては、13次防期間中は3名うち2名が伐木作業における災害で、この伐木作業に関する災害につきましては、死亡重大災害に直結するというような非常に危険な災害というところでございます。

続きまして、死傷災害の現状について申し上げます。統計としましては、直近令和4年のコロナ感染症を除いた災害統計で分析をした結果を御説明申し上げます。

どの業種で最も災害が多く発生しているかと申し上げますと、卸・小売業が最も多く全体の16.4%、次いで製造業、陸上貨物運送業、建設業という順になっております。

あと、全産業を事故型別で災害分析しますと、「転倒」災害が最も多いという現状でございます。

続きまして、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」ですね、こういったものに起因する災害が19.6%と、労働者の作業行動に起因する死傷災害が全体の43.3%という現状でございます。

作業行動に起因する死傷災害の7割が3次産業で発生しているという現状でございます。

また、全産業の災害を年齢別で見ていきますと、近年60歳以上の高齢労働者の災害が大きく増えておりまして、全体の3割という現状でございます。

今申し上げた「転倒」災害が、全産業で最も多く発生しておりますけれども、「転倒」災害だけを抜き取ってさらに分析をしますと、卸・小売業で最も多く発生しておりまして全体の19.3%、続いて製造業、社会福祉施設、清掃・と畜、そのほか陸上貨物運送事業で多く発生しているという現状でございます。

3次産業だけを抜き取って事故の型別で見えていきますと、3次産業では「転倒」災害が最も多く発生しており全体の30.3%、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が24.3%、作業行動起因災害が3次産業では全体の5割以上を占めているという現状でございます。

また、年齢別、性別で見えていきますと、60歳以上の高齢労働者の災害が3割という現状でございます。

「転倒」災害につきましては、男女の別で分析をかけますと、40歳以上で女性の割合は67.7%、50歳以上では70.8%、60歳以上になりますと74.1%ということで、年齢が高くなるにつれて女性の割合も増大しています。そもそも女性の「転倒」災害の割合が全体的には多いという傾向でございます。

また、外国人労働者の災害につきましては、近年増加傾向を示しておるという現状でございます。

そのほか、重点業種としまして、陸上貨物運送事業の災害を詳しく見ていきますと、13次防期間中の死傷災害を事故の型別で見ますと、「墜落・転落」災害が全体の4分の1ということで26.5%、「動作の反動」、腰痛等が20.7%、次いで「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」という災害が多く発生しております。

さらに製造業でこういったものを作っているところで災害が多く発生しているかということ进行分析しますと、福岡県内におきましては食料品製造業ですね、この業種において製造業の33.4%の災害が発生しております。次いで金属製品製造業が15.5%、その他の製造業、あと、化学工業というような順となっております。

製造業の災害を事故の型別で分析をかけますと、「はさまれ・巻き込まれ」災害ですね、従来から最も多いということで、13次防期間中も最も多く発生しております、割合としては23.1%。続いて「転倒」災害、「墜落・転落」「動作の反動」というような災害が多く発生しております。

13次防期間中、または直近令和4年度の労働災害の特徴としましては今申し上げたとおりでございます。

そういった状況を踏まえまして、次ページ以降に今後5年間、14次防で取組む福岡労働局の対策として計画をしております。

次ページ以降を見ていただければと思います。まず安全に特化した部分を私のほうから先に申し上げて、健康確保対策等につきましては、また後ほど健康課長から御説明を申し上げます。

一番上の死亡災害、死傷災害の全体の目標としましては、14次防の最終年である令和9年において、死亡者総数を13次防期間中の死者総数と比較して5%以上減少させて135人以下にするという目標を掲げております。

死傷災害につきましては、コロナ感染症を除きまして、増加傾向に歯止めをかけて、昨年2022年と比較して2027年までに減少に転じさせるという目標を掲げております。

そのために細かく各対策別に目標を下のほうに掲げてございます。先ほど申し上げましたとおり、作業行動に起因する労働災害がかなり多く発生しておりますので、それに歯止めをかけていくということで、アウトプット指標、アウトカム指標を定めた上で取組を行ってまいります。

アウトカム指標は、冒頭の部長の挨拶にございましたけれども、アウトカム指標というのは最終的な目標と理解いただければと思います。真ん中に記載してあるアウトプット指標はですね、これにつきましては何をどの水準まで引き上げるか、取り組んでいくかというような目標というところで御理解いただければと思います。

作業行動に起因する労働災害の防止につきまして、「転倒」災害対策として、ハード・ソフト両面から取組む事業場の割合を50%以上に引き上げるということ。あとは、卸・小売、医療・福祉、こういった事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を14次防の最終年である2027年までに80%に引き上げていくことです。

そういったことを通じて、右側、アウトカム指標になりますけれども、増加が見込まれる「転倒」災害の死傷年千人率を14次防の最終年までに男女ともに増加傾向に歯止めをかけていくということを計画しております。

今、死傷年千人率と申し上げましたけれども、年千人率とは労働者1,000人当たりが1年間に就労した場合に発生する労働災害の割合を示した指標というものです。

また、アウトカム指標としまして「転倒」災害による平均休業見込人数を14次防の最終年に40人以下にしていくという計画を立てております。

腰痛関係はまた後で御説明しますが、高齢労働者の労働災害防止対策につきましては、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」、いわゆる「エイジフレンドリーガイドライン」と呼んでいるものですが、これに基づく高齢者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を14次防の最終年で50%以上に引き上げるということで、増加が見込まれる高齢労働者の死傷年千人率、これを14次防の最終年に男女ともにその増加に歯止めをかけていくということで計画をしております。

一番下になりますが、多様な働き方への対応ということで、外国人労働者等の労働災害の防止対策の推進につきましてはアウトプット指標としまして、母国語に翻訳された教材や視聴覚教材ですね、こういったものを用いて外国人労働者へ分かりやすい方法で労働災

害防止教育を行っていく。そういった事業場の割合を14次防の最終年に50%以上まで引き上げて、外国人労働者の死傷年千人率を14次防の最終年で労働者全体の全国平均以下に抑えていくということを計画をしております。

次ページを見ていただければと思いますが、業種別の労働災害防止対策の推進について、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業、この四つを掲げております。

まず、陸上貨物運送事業でございますけれども、これにつきましては「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、これに基づく措置を実施する陸上貨物運送事業の事業場の割合を14次防の最終年までに45%以上に持っていくということです。最終的な目標としましては、陸上貨物運送事業における死傷者数を13次防の最終年、令和4年と比較しまして2027年、14次防の最終年までに5%以上減少させて818名以下とするという目標を立てております。

また、陸上貨物運送事業のアウトプット指標の米印をつけておりますけれども、労働災害発生件数の多い地域につきましては、県下で重点地域を指定した上で取組を重点的に進めていく計画としております。

建設業におきましては、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントですね、これらに取り組む建設事業者の割合を14次防の最終年に85%以上まで引き上げるということです。その結果として、14次防期間中の建設業における死亡者総数を13次防期間中の建設業の死亡者総数と比較して5%以上減少させて39人以下にするという目標を立てております。

あと、製造業におきましては、先ほど申したとおり「はさまれ・巻き込まれ」災害が多く発生しておりますので、これらの対策に取り組む製造業の事業場の割合を14次防の最終年までに60%以上に引き上げまして、製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、13次防の最終年と比較しまして14次防の最終年までに5%以上減少させて205人以下とするという目標を立てています。

そのほか福岡県内におきましては、食料品製造業、金属製品製造業、これらが製造業の中でも多く災害が発生しておりますので、あわせて、この2業種については同じように5%以上災害を減らし、それぞれ14次防の最終年においては297人以下及び153人以下とするという目標を立てています。

最後、林業につきましては、災害そのものは多くはないのですが、一たび災害が起こると死亡重篤な災害につながることから、引き続き14次防においても取組を進めて



いく計画としております。

アウトプット指標について、林業におきましては、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合を14次防の最終年、2027年までに50%以上に引き上げまして、14次防期間中の林業における死亡者総数を13次防の期間と比較して15%以上減少させ2人以下とするという計画を立てております。

安全関係の説明につきましては、以上です。

(阿部健康課長)

健康課からです。衛生関係につきまして御説明させていただきます。

私のほうからは、まず腰痛対策などの作業行動に起因する労働災害の防止、資料6でございませう。アウトプット指標の中ポツの三つ目のところでございますが、アウトプット指標といたしましては、介護・看護作業においてノーリフトケアを導入している事業場の割合を増加させること。その結果といたしまして、アウトカム指標としては、増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2024年と比較して2027年までに減少させるという内容でございます。

その背景ですけれども、福岡県の災害発生状況につきましては、令和4年の休業4日以上  
の負傷による腰痛が216件ございました。そのうち社会福祉施設が58件、これは資料として載ってないんですけども、一番多く全体の4分の1を占めていますそのため、利用者を抱え上げない介護・看護で腰痛を防ぐためにノーリフトケアを導入することを推進するということを目指とさせていただきます。

次に4枚目、資料6ですね、4枚目と5枚目が健康課でお話しさせていただく内容になります。

まず、4枚目の労働者の健康確保対策の推進、過重労働対策でございます。こちらにつきましては、資料5の13ページを見ていただきたいのですが、就労条件総合調査によると、「年次有給休暇の取得率は増加傾向にある」が58.3%とありまして、この58.3%をどのように計算したかといいますと、まず、労働者数を分母とし、労働者1人の繰越し分を除いた平均の付与日数で割ると、これが17.6日でございます。そのうち労働者1人の平均取得日数が10.3日ということで、それを分子とし、加重平均しまして58.3%という結果になっております。

次に、12行目の「さらに」のところ、資料5の13ページの12行目ですね。令和4年就業労働条件総合調査によると、勤務間インターバル制度の割合は、増加傾向にあって5.8%という状況でございます。この内訳といたしましては、インターバルの平均時間を特に定めて調査したものではございませんが、インターバル制度の平均時間は10時間22分という結果でございました。

そのうち、当時の調査によりますと、「導入予定」あるいは「検討している」企業が12.7%ということでございます。資料6の4枚目の過重労働対策のほうの数値目標のところに戻っていただきたいんですけど、福岡労働局といたしましても、企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上にするということと、勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%とする目標としています。

先ほど、全国的なパーセンテージを御説明しましたが、「導入」企業が5.8%、「導入の検討・予定」が12.7%ということでしたので、ちょっと高いかもしれませんが目標として設定しております。

アウトカム指標といたしましては、その結果、週所定労働時間が40時間以上である雇用のうち週60時間超の雇用の割合を2025年までに5%以下という目標としています。

次に、メンタルヘルス関係対策についてですが資料5の12ページの一番上の労働者の健康確保をめぐる動向と対策のメンタルヘルス対策のところをご覧ください。福岡労働局も同様なんですけれども、労災請求件数が増加傾向にあるということと、労働安全衛生調査において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が50人超の事業場でしたら結構なパーセンテージ占めるんですけども、50人未満の中小規模事業場の取組は、ここに載っておりますとおりの低調な状況となっております。

労働者50人未満の事業場のメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由としては、「該当する労働者がいない」やら「取組方法が分からない」「専門スタッフがない」という状況となっております。

福岡県内において、昨年ストレスチェックの実施状況について実態把握をしたところですけども、資料12ページの真ん中の資料20に書いておりますとおりの、やはり50人未満の中小規模事業場のストレスチェックの実施率、当然予想されるんですけども、低調な状況にあるという結果でございました。

そこで、また資料6のメンタルヘルス対策に戻っていただきたいんですけども、アウト

プット指標、目標の指標といたしましては、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上にする。あともう一つは、50人未満の中小規模事業場におけるストレスチェックの実施の割合を2027年までに50%以上とする。それによってアウトカム指標といたしまして、自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とするという目標を掲げております。

次に、産業保健活動の推進についてでございます。産業保健活動というのは広い捉え方ではございまして、現在本省において産業保健の在り方に関する検討会で検討いただいているところを待つ必要もあるのですが、主な検討課題といたしましては、産業医の選任義務のない中小規模事業場への産業保健サービスを届ける仕組みなど、産業保健のスタッフの資質向上や産業保健サービスの質の確保、中小規模事業場での取組が遅れているメンタルヘルス対策や健康診断、有所見者への対応促進等、あとは地域医療・保健との連携などが検討されております。

その結果を待つ部分もありますが、また資料6の産業保健活動の推進のところに戻っていただきますと、例えば治療と仕事の両立支援やメンタルヘルス対策など、事業場の特性において優先的に対応すべき健康課題を検討していただいて、アウトプット指標といたしましては、必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とします。

アウトカム指標は特に立てないんですけれども、それによって健康診断有所見率の改善や、働きやすい職場が目指せるものと考えております。

次に、資料6の次のページ、5枚目を開けていただきまして化学物質による健康障害防止対策についてでございます。

まず1番目が化学物質による健康障害防止対策についてでございます。これは皆さん御案内のとおり、新しい化学物質の自律的な取組が今般、法改正で順次進められているところでございます。それを進めるためにもまず必要なのは、ラベル表示やSDSをちゃんと入手していただきまして、リスクアセスメントを実施していただくということが必要でございますし、国が危険有害と認める化学物質を順次、かなりの数を通知、発表することになるものですが、事業主に対してリスクアセスメントの義務が課せられますので、まずは労働安全衛生法57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象とはなっていない、いずれはなるものなんでしょうけれども、危険有害性が把握されている化学物質につ

きまして、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を、2025年までにそれぞれ80%以上とする。

次に、労働安全衛生法57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性または有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%とするとともに、リスクアセスメントの結果に基づいて、労働者の危険または健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を、今度は2027年までに80%以上とする。

そうすることによりまして、アウトカム指標としまして、14次防の化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を13次防と比較して5%以上減少させる。13次防期間中の福岡局内での発生は30件ほどとなっております。それをさらに5%減少させようという目標でございます。

次に、熱中症による健康障害防止対策についてでございます。こちらのアウトプット指標といたしましては、熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を、2023年と比較して最終年度の2027年までに増加させる。それによりまして、増加が見込まれる熱中症による死傷者数の増加率を13次防期間と比較して減少させるという目標を掲げております。

12次防期間中にお亡くなりになられた方は福岡県内で4名で、13次防期間中は3名でございます。ですので、減少率としては0.75という値でございますので、目標の数値を挙げるとするならば、13次防期間中が3名、それ掛ける0.75以内になりますので、結果といたしましては2.何人ですので、2人以内ということの数値的には掲げさせていただくということでございます。

健康課のほうからは以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(山下部会長)

ただいまの御説明につきまして、質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

(久保田委員)

よろしいですか。御苦労さまです。事前に資料も送っていただいたので、少し勉強してきました。

目標ということなので、おおむね理解でき、反対等はいたしません、これができる過

程の皆さんの現状認識みたいなものをお尋ねしたいんですが、13次防と比較して14次防の目標、その他と設定されていると思うんですが、13次防の5年間の大半は、御存じのとおり新型コロナによって経済、社会がかなり停滞して、いろんな活動がシュリンクしている状態だったと思います。それがそのままイコール労災にどう反映しているかどうか分かりませんが、経済、社会の状態が非常に活力低下している状態での5年間、それとの比較で今度の目標を立てられているということで、過去の5年間というのは、その前の大昔の5年間とは少し違う5年間だったんじゃないのかなという気がしてまして、そこをどういうふうに評価して今回の目標設定に活かされているのかというのが一つ。

それと、今度は逆になりますが、労働審議会等でもお話を伺っていますけども、2024年問題って言われているものがありますよね。トラックの運転手さんの話なんかが顕著ですけども、新しい働き方改革の法令が完全施行されることによって労働条件、労働環境が法令で厳しくなってくると。当然働き方とか雇用とか、いろんなものが変わってくるわけで、これからの5年間というのはまた過去の5年間と法制度の意味で違う5年間になるかと思うんですが、その辺をどう織り込んで今度の計画を立てられたのか。過去5年間の特異性、これからの5年間の特異性みたいなものをどう評価して今回の計画に活かされたのか。分かりやすく御説明いただければと思います。

(山下部会長)

質問の回答は一つ一つでいいですかね。

(石橋安全課長)

久保田委員、どうも御質問ありがとうございました。

まず、1点目ですね、13次防期間中については、3年間はコロナ禍で平時の状況とは違っていて、委員のおっしゃるとおりだということで認識をしております。

私どもとしましては、13次防期間中の災害発生状況につきましては、コロナの要因を除いた災害状況で分析をかけておりまして、それで14次防の計画を立てさせていただいています。確かに、コロナだったので経済活動がある程度停滞していて、その影響がどの程度あったかと言われると、正直その部分は数字で我々も表せるものではなくて、現状としましてはコロナの災害を除いた件数と災害で分析をかけているというところでござい

ます。実際、平時の状況とコロナ禍の状況でコロナがどこまで影響して災害が減っているのかというところの分析は、非常に難しいところでございます。

あと、24年問題につきましては、特にトラックとか医療関係、これは労働時間の上限規制が本格的に法施行されるというところでございます、トラック事業者につきましては、労務管理の部分も含めて非常に大変な時期になっていこうかと思っております。

ただ、そういった状況はありながらも、やはり安全衛生の関係の取組については、そこはそこで粛々と進めていただきたいという考えでございます、その影響をはかった上で労働災害の減少目標をちょっと下げるとかについて計画では考えてはいないですね。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。

(阿部健康課長)

これも答えになっているかどうか分かりませんが、過重労働対策の中で13次防以前はなかったような年次有給休暇の取得促進とかインターバル制度といった新しい事項で長時間労働を減らすという推進ですね、2024年問題とちよつかみ合った答えになってないかもしれませんが、そういったもので新しいものを出させていただいております。すみません、答えになってないかもしれません。

(久保田委員)

すみません、ちょっと答えにくい質問だったかもしれません。

この頂いた資料によると、建設業とか運送業が労災の非常に顕著な業種ですよ。その場所での労働環境が、労働時間等の規制が厳しくなるというか、働く側にとっては負担が軽くなる方向で制度が変わるわけですから、普通に考えて、ほかのことが変わらなければ、労災とか労働者にとって不幸な事故は減るんじゃないかなと思うんですよ。場合によってはもっと踏み込んだ、5%とかじゃないもっと高い目標を掲げる余地もあるのではないのかなというふうに、はたからというか素人考えでは思ってしまうんですが、その辺はいかがですか。

(石橋安全課長)

個別の目標につきましては、現状として委員おっしゃる御意見もごもっともだというふ

うに考えております。ただ、私どもとしましては、2024年問題、建設業、医療関係、あとトラック関係ですね、そういった問題も踏まえまして、さらに踏み込んだ減少目標を、現状としては、ほかの業種に比べてもともとが死亡災害が多かったり、陸上貨物は事故が多かったりという現状ですので、さらにそれを増やしていくということになると、かなりハードルが高いかなというところもございまして、現状としては厚生労働本省のほうで分析をかけて減少目標を示しておりますので、その数値の水準というところで福岡労働局の目標としても考えております。

(久保田委員)

福岡は、これにもありますけど建設需要が旺盛で、ビッグバンその他で全国でも屈指の建設業界がちょっとした活況を呈している場所ですよ。だから、前も審議会のほうでも申し上げましたけど、福岡労働局ならではの、福岡を管轄しているならではの対策が必要じゃないのかなと思っております。具体的なもし何か対策で全国にはないものを考えておられるというのであればそこを伺いたいなと思います。

(石橋安全課長)

建設業におきまして、今回の計画の中に個別に盛り込んである事項というのは正直ございませんけれども、冒頭のほうにも記載させていただいておりますが天神ビッグバン、あと、博多のコネクティッドの再開発事業が進められていて、なおかつ福岡空港の滑走路の工事が進められているというところは我々のほうとしても理解はしております、全体の中でそういったものも含めて現状の計画の中で対応していくという考えでございます。

トラックの関係につきましては、九州道が通っておりますので、久留米インターやあとは福岡インターですね、そこにトラック運送事業者が集積しておりますので、そこは個別に重点地域というふうにして取組を進めていくということで考えております。

建設関係の再開発につきましては、当然監督署の指導の中で対応していくということになります。

(久保田委員)

もう一ついいですか。最後に出た熱中症対策のお話で、年々夏が暑くなって異常気象が背景にあるんだと思うんですが、体を使って働かされている方は本当大変だと思います。こ

の今おっしゃった4人、3人、今度は熱中症で亡くなる方を2人以下にする。目標としてはいいと思いますが、この暑さ指数、これを把握している事業者の割合を上げていくことでそれは可能なんですかね。もうちょっとほかに何か対策はないんでしょうか。これだけで3分の2に減らせるんでしょうか。

(阿部健康課長)

ありがとうございます。暑さ指数、これはあくまでもアウトプットの数値目標としているものでございまして、その結果として減少を目指しているのですが、それ以外につきましても、これは毎年やっていることではございますが「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」などを実施しております、暑さに慣れるような対策を取ってくださいといった注意喚起とか啓発活動とかを含めておりますので、そういった合わせ技でこの目標の達成を目指していくことを考えております。

(久保田委員)

大丈夫ですかね、それで。なかなか難しいんじゃないかなと。これからどんどん環境が厳しくなる中で3分の2。まあ、3人に2人だから比率で言うと3分の2になりますけど、増えるんじゃないかなという感じがしています。

労働行政だけで止められるものでもちょっとないのかもしれませんが。

(阿部健康課長)

確かに。そのため、目標を「現状のまま」とか「現状で」とか、そういう形の目標というのもどうかと思いますので、こういった数値目標を掲げさせていただきました。

(久保田委員)

最後にもう一つだけいいですか。私、個人的にアスベスト、石綿の問題に関心を持ってずっと取材をしているんですが、頂いた資料によると、新規のじん肺の所見の方が令和4年14人ということでどんどん目立って増えていますよね。これは何が原因かというのはなかなか難しいのかもしれませんが、先ほど申し上げたとおり、福岡の建設需要の旺盛ぶり、ということは必然的に古いものを壊していつているわけですから、古いものを壊すかなりの程度でアスベストの問題が出てくるだろうと思います。

だから、全国的な問題ではありますが、福岡局としてはやっぱり全国平均よりも踏み込



んだアスベスト、石綿対策というのが必要なんじゃないかなと。長い目で見ると本当に深刻な問題だと、私、個人的に思っていて、だからこれは半分要望ですけど、建設需要が旺盛な福岡ならではのアスベスト対策というのを少し、5年間というちょうど長期の計画を立てられるということなので、ぜひ一工夫お願いできないかなという質問を兼ねた要望です。

(阿部健康課長)

どうも貴重なご意見ありがとうございます。石綿につきましては、こちらの指標の中の目標の中には入れてないのですけれども、昨年度から石綿の5か年計画というものを策定しまして、事前届出のあった事業者等に対して個別指導等を行う取組を進めております。貴重な御意見を承りまして今後の対策に生かしたいと思います。どうもありがとうございます。

(久保田委員)

ありがとうございました。

(山下部会長)

ほかの委員からは。よろしいですか。

(堀江委員)

堀江です。今日は御説明ありがとうございました。包括的な対策の作成は大変だったと思います。

幾つかございますが、一つは先ほど話題になりました熱中症の関係です。資料5の16ページを御覧いただきますと、これまで過去5年の熱中症の数を集計していただいています。一番右下のところに3という数字が出てきて、これを2にするという目標を設定されているのですが、統計的に意味がないと思います。自然にばらつく誤差というか。小さな数字が振れてたまたま3だったように推察します。一方、ここにせっかく180という数字もありますので、こっちを減らすほうが数字の意味があるのではないかと思います。また、過去5年見ますと、各年が64から32、27。これは労働衛生施策の結果というより気候の違いと推察されます。

そして、福岡県の特徴は製造業が多いということがあります。全国的には熱中症の事案

数は製造業よりも建設業のほうが大きな数字が大きくなります。ところが、コロナの影響で建設が低調だったのかもしれませんが、福岡県では製造業のほうが発生が多いのですね。これは私は注目すべきことと思っております。分母が分かりませんので、発生率としてははっきりわかりませんが、北九州を中心に製造業が多く、他県よりも製造業の割合が大きいため必然的に分子も大きいという話かもしれませんが、ここは注視すべきところかなと思います。そして、死亡の3事例のうち2事例は警備業ですね。

これは交通警備、交通誘導の警備ですね。非常に現場環境の厳しい中で働いておられるのですが、何か対策を実施するよう働きかけるべきかなと私はこの表を見て、感じておりました。要するに、死亡数ではなく休業4日以上の数で目標を立てられるほうがよいのではないかと考えたのが1点目です。

2点目は、資料5の28ページの真ん中より下に騒音障害防止のガイドラインが出ています。これが先日改正されています。表紙には「令和5年〇月」と書いてありますが、令和5年4月に改正されていまして、ここには平成4年10月のものが載っています。

令和5年4月改正の中身はリスクアセスメントの概念を取り入れた形になっています。また、細かい話になりますが、個人ばく露を測定するとか、あるいは騒音障害防止の管理者を置くとか、健康診断の中身も内容がちょっと変わっています。これらは14次防がスタートした4月に変わったものなので、この5年間でこれを基にしっかり監督をしていただくべきかなと思います。御検討いただければと思います。

3点目は、資料6の2ページ目になります。高齢労働者の労働災害防止とありまして、エイジフレンドリーガイドラインを取り組む事業場が50%となっています。エイジフレンドリーガイドラインの内容は、私も承知しています。たくさんの項目が入っていて、例えば事業者が取り組むことを宣言することから始まって、転倒防止のために段差をなくす、明るくする、警報が聞こえるようにする、滑りやすい床を改善する、体力テストをするなど多彩な内容が記されています。この50%というのはこれらのいずれを評価されるのでしょうか。

一つでもやっていたらやっているってことになるのでしょうか。少し張りをつけて、このガイドラインの中のどこかに重点を絞られているのか。特に、転倒災害は高齢の女性が多い、第3次産業が多いとかいう分析もされていますけれども、こういったものを絡めて何かやっていくところがあってもよいかなと思います。重点課題が必要かなと思っております。

最後ですけれども、資料の5ページ目に化学物質対策の話題がございます。先ほど法改正しておっしゃいましたが、省令改正と申します。省令改正が極めて多岐にわたっています。理解するだけでも大変ですし、今後もう少しいろんな文書がそろっていくとは思いますが、大きな方向性が見えていて、この中で非常に大事なところが二つあると思っています。一つはリスクアセスメントの推進、もう一つは作業環境測定の結果で第三管理区分だった、つまり作業環境がよくないというふうに測定で分かったところの環境改善措置をしっかりとやりましょうという体制に今回切り替わっています。

リスクアセスメントのほうは、これは事業場外からの化学物質管理専門家という方がこれを評価して、きちんとしたリスクアセスメントができているかどうかを評価するという新しい枠組みを導入して、これを実施していくことになります。作業環境のほうは、第三管理区分になったところを作業環境管理専門家が改善できるかどうかの見極めをして、できる場合とできない場合でそれぞれ措置が決まることになります。

これを実施しているところの割合と書いてあるのですが、なかなか大変な活動なので、今、私がピンポイントで申し上げたような部分をやっているところを80%ぐらいにするのはなかなか難しいと感じています。これまで作業環境測定結果が第三管理区分だった事業場というのは、監督署への報告義務がありませんでしたので、そもそも監督行政の立場からはどうやって見当を付けるのかなというところが実はよく分かりません。今回の省令改正は、主に事業者に対して自律的な管理をしていきたいと思いますというふうに言っているので、事業者がいろいろやっていくというのは分かるのですが、監督行政として外から事業者がやっている内容か確認に行くといえますか、臨検でもすれば分かると思うんですけど、臨検せずに報告義務のない作業環境測定結果について、それが第三管理区分だったらちゃんと職場改善をというのをどういうふうに指導していくのか、何かその辺のお考えがあればありがたいと思いました。

以上です。

(阿部健康課長)

どうもありがとうございます。まず熱中症につきまして、おっしゃるとおりで確かに死亡者数、誤差の範囲になるのかなと思っていて、それも考えたんですけれども、やはり本省全体として死傷災害を減らすという目標がございますので、それを受けたものです。しかし、死傷災害だけで休業者はいいいということではございませんし、確かにもう2を1や

2が3とか、本当に誤差の範囲ですので、そこは承知しておりまして、3を2にするとかそういう表現はちょっと避けたんですけども、死傷災害ということで現状でいかせてもらえればとは思っております。

あと、製造業の母数が多いから、との御意見につきましては、その分析が今度は必要となるのかどうか、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

それと、騒音についてですが、これはもう全くのこちら事務局のミスでございますので、失礼いたしました。訂正させていただきたいと思います。

あと、化学物質の作業環境測定、第三管理区分のことについてなんですけど、確かに第三管理区分、非常に難しい状況ではございますが、今回、第三管理区分が問題になっていることを受けまして、今般、過去に監督指導、個別指導をした中で第三管理区分が改善できてないものと思われる事業場に対しては、監督署が監督指導をかけるというふうに今年度計画を組んでおりますので、そこで様子を見させていただきたいと考えております。

(石橋安全課長)

高齢者の関係の御質問についてお答えさせていただきます。

先生のほうからエイジフレンドリーガイドライン、いろいろ項目があるのもっとめり張りつけて何をどこまでの水準かを具体化したらいかがですかという御意見を頂戴しましたが、厚労省が2021年に実施したアンケート調査にはなるんですけども、そこでエイジフレンドリーガイドラインに基づく何らかの取組をしているかという調査に対して、取組んでいる事業場の割合が11.2%という現状なんです。

ですから、現状においては何も取り組んでいないという事業場がかなり多いので、まずは何らかの取組、全体としてこの重点をというよりは、取組自体を一つでも二つでもやっていただきたい。その割合を50%まで引き上げたいというところで計画をしております。

先生から御意見頂戴した、もっとめり張りをつけて、ここは特に効果的なのでここをアピールしたらどうですかというようなこともございますので、そこは各監督署のほうで監督指導、周知等していく段階で周知のめり張りというのはあろうかと思っておりますので、そこはそこで御意見頂戴した上で参考にさせていただきたいと思います。

計画としましては、11.2%の事業場しかまだ取り組んでいないというような結果もございますので、まずは取組自体を50%まで引き上げたいという考えでございます。

(山下部会長)

ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

すみません、私から1点だけ。13ページの計画の、それからアウトカム指標で言うところの資料6の4ページになりますかね。週40時間以上、いわゆる雇用者の週労働時間が60時間以上の雇用者の割合を2割まで減少していくんだということ、聞き逃したかもしれないですけど、具体的な数値はどうなっているのかというのがちょっと教えていただきたいという1点です。

なぜなら、アウトカム指標が5%以下というふうに具体的な数字なんですけれども、計画する前の具体的な数字がどうなっているのかというところが、13次防のところと近年どういう傾向があるのかというのを教えていただきたいと思います。

(阿部健康課長)

こちらのほうは全国的な調査がございませんので、実のところ、福岡局の内容について把握できてない状況でございます。ですので、今後、様々な自主点検なりアンケートなりでこういった項目を調査いたしまして、アウトプット指標を把握しようと考えております。ただ、アウトカム指標の現状につきましては、申し訳ないのですが、実際のところは把握できてない状況ではございます。

(山下部会長)

分かりました。指標があるので、それに合わせて何らかの形で把握をしていただければと思います。

若干関連するんですけど、先ほど久保田委員からもあったんですけど、その下のところに、脳・心臓疾患の労災の請求件数が令和2年度、3年度減っている。恐らくこれは経済活動が止まっていて、長時間労働する人がある程度もしかしたら抑制されているのではないかとということで、特に脳・心臓疾患は重要な指標で、労働時間が一定程度超えているかどうかというのはかなり緩和されましたけど重要な指標になっていますので、その関係でちょっと減っているのかなという気がいたしました。

そうすると、令和4年度はやはり平成30年度並みに上がってきているということもありますので、今後もしかするとこれを抑制していくためには長時間労働の抑制にかなり力

を入れていく必要があるのかなと思います。

それと、脳・心臓疾患の場合の認定件数については、業種別が分からないというところがありまして、どのような業種で認定されているのかという内訳等はございますか。

それから、1点知りたいのは運送関係、運輸関係の脳・心臓疾患の割合がどの程度あるのかということで、これは残業規制との関係では、それによって抑制される傾向になるのかどうなのかということにも気になる点です。

(小河監督課長)

すみません、脳・心臓疾患の件数で、この資料には出ておりませんが、脳・心だけ、精神を切り取った脳・心だけで見ますと、請求件数は、福岡県で令和元年度が38件、令和2年度24件、令和3年度21件、令和4年度が30件と右肩下がりだったものが、先生おっしゃられるように、経済活動の活性化に伴いまして若干ちょっと増えております。一方、精神障害につきましては、令和2年度が69件、3年度が98件、令和4年度112件と、右肩上がりでこれは全国的にも同じ傾向です。

脳・心臓疾患の業種別につきましては、全国でもそうなんですけれども、やはり道路貨物運送業、これが最も多くを占めるところでございまして、この点につきましては、いわゆる2024年問題ということで、事業者の皆さんもここは非常に危惧、どうしていいのか、そもそも事業者の努力だけではなかなか、いわゆる荷待ち時間であるとか、そういったことも含めて包括的に社会的なインフラも含めてやっぱり変えていかないといけないということもございますので、荷主問題につきましても厚労省の所管ではないんですけれども、国を挙げての施策ということで、いわゆる荷主に相当するようなところに御理解いただきますように要請という行為はやっております。

(山下部会長)

ありがとうございます。

ほかの委員からはいかがでしょうか。

(久保田委員)

じゃあ、1点だけ。ありがとうございます。全体的には全然問題はないんですが、やはりどうしても発生者数を前提にしたような分析が関わってくると思うんですね。例えば第

3次産業で転倒事故が多い、女性が多い、これは当然のことながら就労人口がそこが多いというようなことです。そう考えてみると、発生率という切り口で見たときに、本当に第3次産業の問題が一番大きいのか、それとも別なところ、率で考えたときに、そこら辺についての分析も今後取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思っております。

以上です。

(石橋安全課長)

御意見承りました。今御意見あったとおり、発生率は死傷年千人率という形で評価を出せるものは出していくということで考えております。ただ、福岡県において、全て年千人率が出せる統計があるかと言うと、母数を取れない部分もございますので、取れるものについては年千人率で取って発生割合を評価していくということで考えております。

(山下部会長)

ほかはよろしいでしょうか。

(黒木委員)

建設業協会の黒木でございます。先ほどから建設業界、非常に話題に上がっていて、大変ありがとうございました。

実際問題、労働災害と言いますと、私ども、私自身も今、建設業労働災害防止協会のほうのお世話もさせていただきながら、建設業としては労働災害防止ということに向けて昔から努力しております。なぜかという、やっぱり数が多かった。だから、本当に我々も真摯に向き合って、何とかこれを減らしていく必要があるんだということで、ずっと努力をしてきた結果、長期的に見ますと間違いなく減っております。そして、法律ももちろん関わっていただきましたし、我々も努力もいたしましたし、また、安全装置だったり器具であったり、いろんなことがどんどん発展してきました。それを的確にきちんと使うことによって撲滅していくということを努力しながら、我々は進めてまいりました。

しかしながら、やはりなかなか、私どもの合言葉は「目指すはゼロ」です。災害ゼロを目指すぞということで、建災防辺りも努力をしているんですけど、なかなかそこまでは至っていないのが事実でございますし、先ほどからお話しありましたように、福岡は非常に今建設業、動いております。

その中で人手不足であったり、高齢化であったりというのはもう我々昔から言っていましたけど、今言われるのは建設業だけじゃない、全産業そうなんだということでございます。その中でも、やはりどうしても高齢化であったり人手不足、建設業の産業の魅力が減った、悪くなった……、ではないからかもしれませんけども、若い方がなかなか来ていただけない。そして、やはり職人さんであったり技能者というのは、明日からあなた技能者よというわけにはいかない、やっぱり時間もかかります。5年、10年をかけながら技術を習得して仕事をしていただく。

正直なところ、言い訳になると思いますけれども、私ども請負業というのは、お客様にいつまでにこれをつくり上げますというお約束を、最大のお約束で仕事を請け負わせていただきます。そこに時間云々じゃないです、日曜もくそもないと、夜も昼もないよということの中で、とにかくお客様にいつまでにおつくりしてお渡しするというお約束で仕事をさせていただいておりました。それが現状、時間制限がもういよいよ来年になるわけですけども、非常にこれが大きな私どもの問題でございます。

真摯に受け止めて何とかやりたいと思っておりますが、これはやっぱり、またこれも言い訳になるかもしれませんが、発注者側と一緒にやらないと、いつまでにつくるという話になるものですから、やはり世の中がその辺を十分に御理解いただき、我々も努力しながら、今、天神辺りを見ていただいても、現場は、日曜日閉まっているところがほとんどじゃないかなと思います。やはり皆さん努力してやっています。そして、お客様にも御理解いただいて工期をとということでさせていただいています。

正直なところ、公共工事辺りは国がやっていることで関わっていただいておりますが、工期も延びていまして、ある程度経費も頂いている。しかしながら、なかなかまだまだそういうことが一般の発注者には御理解いただけていない。それはしょうがないかなと思っておりますけども、やっぱりできましたら国交省さんからも厚労省さんからも関わっていただいで、無茶な発注すると罰するぞぐらい言っていただければ、逆にもう我々はそういう無理をさせられると仕事ができない、営業ができなくなりますということで、今お客さんにもお願いしながら出ている状況ではありますので、なかなかまだその辺を御理解いただけない現状ですが、まずはもちろん安全第一ということで、いいものをつくり上げてお客さんにお渡しするという建設業を目指して、災害はゼロを目指してということで頑張っております、今もいろいろ御指導いただいております。

熱中症なんかも、昔から我々は環境が外で、暑い中、寒い中で、熱中症も早くから取り



組んで、本当にいろんな対応をしながらやってきました。、この産業で少ないのはおかしいぞと、おかしくはないんですけど、努力しているから減っているんです。我々本当、昔から努力しております。それで、環境をつくりながら、少しでもよりよい環境をつくりながら努力してきた結果が今出て、まだまだ足りないというのももちろん自覚しております。

今後も頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ御指導いただきながら、この14次防の数字を達成したい。13次防はできなかったのが残念だと思っていましたけれども、また頑張っていきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたい勝手な言い訳とお願ひばかりになりましたけど、これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

(山下部会長)

そのほか御意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

(山下部会長)

特に御質問、御意見等がないということであれば、今回はこの計画骨子及び方針ということがありますので、これについて異論があるということではないということですね。多少ちょっと書きぶりでもここを修正、あそこをこうという話があったかと思いますが、計画の骨子や方針については異論がないということで、「福岡労働局第14次労働災害防止計画(案)」については、了承いただいたということで、事務局においては各委員の御意見を踏まえ、必要に応じて修正をお願いしたいと思います。

また、引き続き労働災害防止に向けた積極的な取組に努めていただければというふうに思います。

以上をもちまして、本日の福岡地方労働審議会労働災害防止部会を終了いたします。皆様、円滑な議事運営に御協力をいただき誠にありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

(司会)

山下部会長、円滑な議事運営をいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には長時間にわたり熱心な討議をいただきありがとうございました。

なお、本日の部会の議事録につきましては、事務局のほうで作成の上、委員の皆様方に御確認をいただき、福岡労働局のホームページにて公表させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

これをもちまして福岡地方動労審議会労働災害防止部会を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

— 了 —